四

分野　全ての分野
小分野
産業分類
関連する義務　内国民待遇（第二条）
　最恵国待遇（第三条）
概要　補助金については、ジョージアの投資家及びその投資財産に対し内国民待遇及び最恵国待遇を与えないことができる。
現行の措置

五

分野　航空宇宙産業
小分野　宇宙開発産業
産業分類
関連する義務　内国民待遇（第二条）
　特定措置の履行要求の禁止（第六条）
概要　日本国は、宇宙開発産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条、第二十八条及び第三十条
　対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条から第五条まで

六

分野　武器・火薬産業
小分野　武器産業
　火薬類製造業
産業分類
関連する義務　内国民待遇（第二条）
　特定措置の履行要求の禁止（第六条）
概要　日本国は、武器産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条、第二十八条及び第三十条
　対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条から第五条まで

七

分野　エネルギー産業
小分野　電気業
　ガス業
　原子力産業
産業分類
関連する義務　内国民待遇（第二条）
　特定措置の履行要求の禁止（第六条）
概要　日本国は、「小分野」の事項に掲げるエネルギー産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条、第二十八条及び第三十条
　対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条から第五条まで

八

分野　漁業
小分野　領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業
産業分類　ＪＳＩＣ　〇三一　海面漁業
　ＪＳＩＣ　〇三二　内水面漁業
　ＪＳＩＣ　〇四一　海面養殖業
　ＪＳＩＣ　〇四二　内水面養殖業
　ＪＳＩＣ　八〇九三　遊漁船業

関連する義務　内国民待遇（第二条）
　最恵国待遇（第三条）
　特定措置の履行要求の禁止（第六条）
概要　日本国は、日本国の領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
　この留保事項の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関連する次の活動を含む。
　(a)　水産資源の採取を伴わない調査
　(b)　集魚
　(c)　漁獲物の保蔵及び加工
　(d)　漁獲物及びその製品の輸送
　(e)　漁業に使用される他の船舶への補給
現行の措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
　対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
　外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）第三条、第四条及び第六条
　排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）第四条、第五条、第七条から第十二条まで及び第十四条

九

分野　情報通信業
小分野　放送業
産業分類　ＪＳＩＣ　三八〇　管理、補助的経済活動を行う事業所
　ＪＳＩＣ　三八一　公共放送業（有線放送業を除く。）
　ＪＳＩＣ　三八二　民間放送業（有線放送業を除く。）
　ＪＳＩＣ　三八三　有線放送業
関連する義務　内国民待遇（第二条）
　特定措置の履行要求の禁止（第六条）
概要　日本国は、放送業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
　対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二章
　放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第五章及び第八章

十

分野　土地取引に関する事項
小分野
産業分類
関連する義務　内国民待遇（第二条）
　最恵国待遇（第三条）
概要　日本国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。
現行の措置　外国人土地法（大正十四年法律第四十二号）第一条

十一

分野　法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス
小分野
産業分類
関連する義務　内国民待遇（第二条）
　最恵国待遇（第三条）
　特定措置の履行要求の禁止（第六条）
概要　日本国は、法の執行及び矯正に係るサービスへの投資に関する措置並びに所得に関する保障又は保険、社会保険、社会福祉、保健、保育、公衆のための訓練、公営住宅等の社会事業サービスへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置